



使える支援制度のカードを探しましょう

被災者支援カード

被災された皆様へ



*災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。

被災者支援カード ©2020 弁護士永野 海

災害直後

(保険の確認・社協の貸付も)

応急修理制度 (災害救助法)



大規模半壊・半壊の世帯 **59.5万円** (2019)
準半壊の世帯 **30万円**

窓口

自治体

誰に

使うと**仮設住宅に入らなくなる**ので、修理した自宅できるとか生活できる世帯

業者に修理を頼む前に自治体に相談

基礎支援金 (被災者生活再建支援法)

(被災者生活再建支援法)



①全壊 ②半壊以上の建物等を解体 ③長期避難世帯
100万円
大規模半壊 **50万円**

窓口

自治体

誰に

左の条件を満たす世帯(賃借人も)。特に②③は不明なら要相談
(単身は4分3の金額)

所得条件なし。お金の使い道も制限なし

災害援護資金貸付 (災害弔慰金法)



借入最大350万円
(全壊250万/半壊170万/家財3分の1損害150万など)

窓口

自治体

誰に

災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人
(所得条件あり)

返済期間10年。当初3年間は無利子

数か月後

(義援金・災害弔慰金も)

仮設住宅 (災害救助法)



原則**2年間**
(特定非常災害適用なら延長可能性も)
家賃無料
(光熱費は負担必要)

窓口

自治体

誰に

居住できる家がなく自分の資力では住宅を確保できない人
(半壊でも入居可能性)

入居に所得条件あるも運用は自治体で様々

公費解体 (環境省の制度)

(環境省の制度)



建物を無償で解体
(家屋と一体の浄化槽は対象可能性も。建物は地面の上のみ解体)

窓口

自治体

誰に

特例適用なら、半壊以上の家屋の所有者
(2階建かつ10m以下等一定の事業所も対象)

所得条件なし。3階建以上のアパートや、倉庫などは要相談。

雑損控除 (災害減免法も)



その年の**所得の10%を超える部分の損害額**が所得控除される等

窓口

税務署に確定申告

誰に

住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出がある人

家財の損害額不明でも**推定規定**あり

その他の後

(その他の制度)

加算支援金 (被災者生活再建支援法)



建設・購入で **200万円**
修理で **100万円**
民間貸借へ **50万円**

窓口

自治体

誰に

基礎支援金をもらった世帯が、住宅再建・修理・賃貸転居をする時
(単身は4分3の金額)

一度転居して、その後再建・修理した場合でも左の金額までもらえる

被災ローン減免制度 (自然災害ガイドライン)

(自然災害ガイドライン)



預貯金500万円・家財保険金・各種支援金などを手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり
*ブラックリストに載らない

窓口

弁護士会に相談を

誰に

災害救助法の災害で住宅ローンなど個人のローンの支払が難しくなった人

自己破産や返済交渉の前に検討を!

災害復興住宅融資 (リバースモーゲージ)



建設・購入・リバモ融資 **半壊以上で抵当権** 修理の融資 **一部損壊でもOK**

窓口

住宅金融支援機構

誰に

住宅の修理費用や再建費用を借りたい人

60歳以上なら不動産を担保に、利息のみの返済の**リバースモーゲージ**も